

田今路正覺院とあれば、後花園院の御宇、今の海道と見得たり、

〔道中秘書五〕本坂通り勝手に通行不相成事

覺

東海道新居渡海御普請被仰付候以後、渡海能罷成候ニ付、御用ニ而相越候輩も、新居罷通候間、參勤交替之面々も、新居往還可有之候、本坂通ニ相越候義は無用ニ候、併新居江參り掛り、風雨等ニ而渡海難相成儀出來候ば、其節は本坂越旅行之義格別ニ候、以上、

三月寶永七寅年

〔東海道名所圖會三〕御油

本坂越すして陸路より左の方へ別街道あり、荒井今切の海上を渡らすせ嵩山里御油御油より嵩山へ、四三ヶ日
嵩山より二里氣賀三ヶ日より氣賀まで三里、茅場氣賀より此かやんばまで四里、此所本海道にて御油より此所まで十三里半、

〔德川禁令考五十九道橋梁〕享保十九寅年三月

品川大森兩村道附替之儀ニ付御書付

一品川宿并大森村之内、海邊御普請所々事、先年より度々修復有之候得共、久鋪難持候、依之今度評議之上、山手の方江往還道附替候積りニ候、只今迄之破損所ハ不及修復苦ニ候、然上ハ在家をも山手へ被引移候而可有之事、

一右之通ニ而ハ差當り所之者共難儀可致候、且又海邊小破之節早速繕等致候ハ、如今迄之大破ニハ成間敷哉、然バ今一度普請可被仰付候條、此度普請積り之入用金ニ増を加へ、都合金二千兩、品川大森兩村江可被下候條、右之内を以、破損所修復仕立、殘金ハ年々小破繕等之入用ニ除置可申事、